

民法における保証人保護規定の拡充を求める決議

個人保証は多重債務や自殺の大きな要因の1つとなっている。個人保証は、自らは何らの利益を受けていない情宜的な保証人に過大な保証債務を課し、経済的破綻をもたらす。また、保証人と主債務者との間の人間関係をも破壊する。分科会では自死遺族支援団体に保証を理由とする自殺や自死遺族に対する高額請求など保証をめぐるトラブルが後を絶たないことが報告された。また、奨学金に関わる保証トラブルの事案も急増している。個人保証の制限を始めとする保証人保護規定の拡充は今般の民法改正における最重要かつ緊急の課題の一つであり、必ず実現がなされなければならない。

法制審議会においては、銀行業界などから、円滑な金融が阻害される、借りられない中小零細事業者が生じるとして、保証規制の強化に反対する意見も述べられている。しかしながら、既に銀行等の融資においては第三者保証人を徴求しない実務が広がっており、更に経営者保証についても見直す取組が始まっているところである。安易に第三者に責任全てを転嫁するのではなく、金融機関自らが借主と向き合い責任ある金融を行うことが今求められている。法制審議会において検討されている事業者向け融資における第三者個人保証の禁止規制は、保証人に安易に責任を転嫁しない、個人保証に依存しない社会を実現するための第一歩として必ず実現されなければならない。また、事業者向け融資以外における保証被害も顕著であることから、個人保証が認められる場合の保証人保護規定としての説明義務・情報提供義務、過大な保証の禁止（比例原則・裁判所による制限）、根保証規制の拡大も併せて実現されなければならない。保証人保護規定の拡充が実現されない民法改正は、およそ市民の声を踏まえた法改正とは言えない。保証人保護規定の拡充が実現するか否かは、まさに今般の民法改正が誰のための改正であるのかを推し量る試金石となると考えている。私たちは、保証をめぐる法制審の今後の議論の状況を厳しく監視していく所存である。

また、貸借・医療・介護・教育・雇用などのセーフティネットにおける安易な個人保証の徴求が、保証人を立てられない社会的弱者の排除や保証人紹介ビジネス・悪質な保証業者の横行につながっている。私たちは、民法改正における保証人保護規定の拡充を第一歩として、更なる個人保証禁止の拡充と悪質保証業者の法規制等を求めていく所存である

以上決議する。

2013年10月27日

第33回 全国クレジット・サラ金・ヤミ金被害者交流集会 IN 仙台参加者一同